議事録

| 議 <u>事</u> 。録 | |
|---------------|---|
| 件 名 | 第7回(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議 |
| 日 時 | 平成23年12月12日(月)午後6時30分から |
| 場 所 | 登別市民会館 2 階 中ホール |
| 会議内容 (質問等) | 会長挨拶 |
| | 会 長: 定刻となりましたので、第7回市民会議を始めたいと思います。今日の内容ですが、まず皆さんに条例のフレームを提示して、そのイメージを共有して行きたいと思います。そのためには、まず自治推進委員会で作成した「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例」と各自治体で条例を作る際にベースとなる「北海道景観条例」について、より理解を深めて行きたいと思います。まずは、事務局より、「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例」について、説明をしていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。 |
| | 事務局の説明と質疑応答 |
| | 事 務 局: 第1回会議でも説明しましたが、再度「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例」について、重なる部分もあるかと思いますが、復習も兼ねて説明したいと思います。この条例案は、平成19年に、市の方から市民自治推進委員会へ条例案の策定について検討してほしいと依頼し、市民自治推進委員会はこれを受け、第5部会が中心となりプロジェクトチームをつくり、検討を重ね、昨年5月、市に対し条例案として提言されたものです。この条例案の提言にあたり、条例策定についての考え方が示されており、役割としては、「登別市景観形成基本計画」・「登別市みどりの基本計画」・「登別市都市計画マスタープラン」及び「登別自然遺産(案)」の理念を具現化するものとして、今あるものを守るために規制できる条例、まちの活性化に繋がる条例、市民意識の醸成ができる条例、地区毎の特色に対応できる条例、登別の景観・緑化の文化をつくる条例、こういった条例づくりを目指したものとされています。また、規制については、規制することにより、景観・緑化の自由度や個人への配慮が必要であるとしています。その他には、具体的な表現でわかりやすく行動しやすいもの、市民が責任をもって行動できるものなど、出された意見を踏まえながら策定した案であり、完成する条例が実行に向けた力強い後ろ盾になるよう望むとされています。こういったことを意識しながら策定した条例 |

案ということを念頭に入れ、これから具体的な内容の説明に移ります。今日配布しました、「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例案について」という資料を用い説明していきたいと思います。まず、前文についてですが、前文では、条例策定の背景や意義、条例の目指すべき方向性などについて記載されており、まず第1条では、条例策定の目的について記載してあり、次代を担う子供たちにより良いかたちでまちを引き渡すことを定めています。第2条では、アクションプランの達成ということで、この条例が「登別市

都市計画マスタープラン」・「登別市景観形成基本計画」及び「登別市みどりの 基本計画」の中の方針を達成させるためのルールであることを定めています。 こういったことを実現して行くために、各種取組事項が定められておりますの で、ここからはその取組事項について説明します。まず、景観・みどり審議会 の設置ということで、これは条例案の第7条・第8条で、「景観・自然遺産・ 市域の景観形成及び緑化の推進に関する重要な事項でこの条例に定めるもの、 その他市民等からの意見を聴き市長が必要と認める事項について調査し、及び 審議する」と定めています。次に、景観緑化推進組織の設置についてですが、 条例案の第9条で、この組織は、「良好な景観形成及び緑化の推進活動を行う」 ものとし、「この条例で定める事項、その他規則で定める事項について調査・ 研究し、市長に提言できる」としており、「市民等とともに、景観プラン及び 緑化プランに定める推進活動に努めるものとする」としています。次に、景観・ 自然遺産の認定についてですが、条例案の第10条で「アクションプランの方 針の達成のため、貴重な自然的若しくは人工的な景観資源を登別市景観・自然 遺産として認定する」としています。次に、条例案の第11条では、景観緑化 推進活動の重点地区として、景観モデル地区や緑化モデル地区を指定できるこ とを定めています。第12条では、眺望ポイントの指定ということで、景観資 源の活用のため、景観・自然遺産を眺望できる場所のうち、主要な場所を眺望 ポイントとして指定できることを定めています。第13条では、保護樹の指定 ということで、歴史的由緒ある樹林やランドマークとなるような樹木の保全の ために、保護樹の指定ができることを定めています。第14条では、景観・自 然遺産の保全・育成プランの策定ということで、景観・自然遺産を保全又は育 成するための実施計画を策定しなければならないことが定められています。第 15条及び第16条では、景観プランの策定及び緑化プランの策定ということ で、具体的な活動を行うための実施計画をアクションプランに基づき定めなけ ればならないことを規定しています。ここまでが、各種取組事項に係る説明と なります。次に、行為の制限に関することについての説明に移りたいと思いま す。この部分は、先程まで説明してきた各種取組事項の中で定めた区域などに おける行為の制限について規定しています。第25条では、景観・自然遺産区 域内における行為の届け出と審査ということで、この区域内で建築物等の新築 や改築等、あるいは木竹の伐採などの行為をするときは、市長への届出が必要 で、その審査や指導・勧告等について第26条、第27条で規定しています。 第28条から第30条までは、先程説明をしたモデル地区内・眺望ゾーン内及 び保護樹に対する行為の届出等について規定しています。更に、第31条では、 景観・自然遺産区域やモデル地区、眺望ゾーン以外の区域における行為の届出 について定められており、第32条・第33条でその届出に対する審査や指 導・勧告等について規定しています。次に、その他として括っておりますが、 景観づくりや緑化の推進に向けての啓蒙啓発に関することや他の制度の活用 などについても規定しています。まず第17条では、景観・自然遺産の保全又 は育成や眺望ゾーンの確保等の目的を達成させるために、必要な措置を執らな ければならないことや、第18条では市民等の青務ということで、市民等は景 観プラン・緑化プランの実践に努めること、並びに土地等の所有者はこの条例 の目的に適合するよう、その財産管理に努めることを規定しています。第19 条では道路・公園・建築物等の公共施設の新設・改修に市は先導的に取り組む

ことが定められており、第20条・第21条では地区計画や緑地協定等の活用 ということで、都市計画法や都市緑地法に基づく制度の活用について取り上げ ています。第22条で時代を担う子供たちに向けて、景観づくりや緑化推進の 啓蒙に努めなければならないこと、第23条では景観づくりや緑化推進に関す る情報の発信や景観・自然遺産の認定や眺望ポイントの指定等を行った場合の 情報発信に努めなければならないことを定めています。第24条では、国等が 行う事業に対して市が意見を求められた場合は、審議会の意見を尊重して回答 するよう努めなければならないことを定めています。以下、第34条では景観 緑化推進組織に対する支援、第35条では景観緑化推進活動に対する奨励(褒 賞等) 第36条では景観形成に寄与している建築物等の所有者等への表彰、 第38条ではアクションプランの方針達成のため市民が積極的に参画できる よう必要な措置を講じなければならないことを定めています。第39条では市 民等は市長に対して、この条例及びアクションプランの改正について、並びに 景観緑化推進組織に対して、景観プラン又は緑化プランの改正について提案が できることを規定しています。その他に、第3条では用語の定義、第4条では 条例の対象者、第5条では財産権の尊重、第6条では他の条例等との連携につ いて規定されています。それから、もう一つ説明が必要な部分がありまして、 登別自然遺産(案)についてですが、これについては環境保全市民会議で議論 されていたもので、市民自治推進委員会と目指す方向が同じであるとの判断な どから市民自治推進委員会へ移行された経緯があります。この登別自然遺産の 定義ですが、先人達により、守り育てられてきた登別の豊かな自然の中から、 登別市独自の視点と市民参加で選ぶ、次世代に引き継ぎたい、かけがえのない 財産と定義しています。また、豊かな自然の掘り起こしを市民参加により行う ことで、その価値を広く認識することが出来るようになり、市民参加による自 然の掘り起こしは、必然的に自然保全に対する意識高揚となること、豊かな自 然を市民協働で育てることにより、後世へより魅力ある『まち』を継承できる ことを特性として揚げており、この登別自然遺産(案)は条例案の中で、登別 景観・自然遺産として位置づけられています。以上で、「(仮称)ふるさとのぼ りべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案)」についての説明を終わります。 内容の説明というより記載事項を羅列したような説明になりましたが、この条 例案については、良好な景観の形成や緑化の推進を目指し、実行に向けた力強 い後ろ盾になるよう意識して、さらに景観形成基本計画などを踏まえながら、 各種項目を組み立て条文化していったものと思います。

会 長: どうもありがとうございました。それでは、A 委員ここまでの説明で何か質 問等あるでしょうか。

A 委 員: 今の事務局の説明を聞いて、率直な感想としては、プロはこうやってまとめて行くんだなと感心していたところです。それで、説明の最初の方に子供達への教育という項目がありましたけど、どこの市町村もそうなのですが、登別市の小学校にも「のぼりべつ」という社会科の副読本があり、3年生・4年生の2年間で高いレベルの勉強をして行くんですが、その副読本の中に景観・緑化について盛り込むよう、条文のなかになにか規定を設けることができればと、私個人は思っているところです。それから、もう1つお話ししたいことがあり

まして、登別市には様々な条例や基本計画等がございますが、その中で登別市の市民憲章に言及しているものが全くないのが、私にはどうにも理解しがたいことであります。会長の問いかけと多少違うお話しになりましたが、私が今率直に感じていることは以上です。

- 会 長: ありがとうございました。引き続きまして、「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例案」の各条文をおさらいして、この部分は我々と同じ思いであるとか、この部分については我々の思いと多少違うように思えるだとかを、話し合うことにより条例のイメージが多少なりとも湧いてくるように思えるので、皆さんの率直な意見を聞きたいと思います。まずは、条例案の前文を読んで何か感じることがあれば、ご発言願います。
- B 委員: 登別自然遺産【案】についてですが、その目的の中で【守り・育て・高め】という表現がありますが、この【高め】というのが大変インパクトがあるように感じました。それから、「現在存在する優れた自然の掘り起こしと、価値への目覚め。」という文言がありますが、どれだけ素晴らしい自然景観も、多くの人々に認知されないと生かされないと思いますので、この中の「価値への目覚め」という表現には大変心を惹かれました。以上の2つの文言を、この条例案の前文に何らかの形で盛り込んで欲しいというのが、今私が率直に思うことです。
- 会 長: ありがとうございます。外に何かご意見等ありましたら、お願いいたします。
- C 委員: 表現については、何ら問題ないと思います。それより私が思うのは、登別市には環境に関わる条例が多数存在しますが、それらがどのように関連しどのような成果があるのかが見えてこないのが問題だと思います。有識者の方々が集まり、議論を重ねこれらの条例が出来ていったと思いますが、意識の高い市民が立ち上がり活動を行っている条例に関しては問題が無くてよろしいのでしょうけども、中には国や道から問い合わせを受けた際、こういう条例がありますと回答をするだけの有名無実化しているものもあるように思えます。これから我々が策定を目指す条例をそのようなものとしないためにも、期日を示した実行計画を明らかにしてほしいのが、私の率直な思いであります。
- 会 長: ありがとうございました。私もC委員がおっしゃったとおり、条例を作るからには、きちんと実効性を持たせたものとなるよう、今後の策定作業を進めたいと思います。これからは、理念だけを謳う条例とするか、ある程度の規制を伴う条例とするのかの方向性を打ち出して行く必要があるように思います。
- A 委員: この条例が出来れば、先程事務局より説明のありました「行為の制限に関すること」に基づき、法的制限がかかることになり、我々が目指す方向性に向けて、一歩踏み出すことになると思います。それから、先程説明のありました「景観緑化推進組織」が設立されますと、市の力を借りながら、景観・緑化に関する活動を市民に啓蒙して行くことになりますので、これも我々が目指す方向性の一歩となるように思います。

会 長: ありがとうございました。まだ何かご意見等ありましたらお願いいたします。

D 委員: 各条文に関しては、私も様々な意見があるのですが、まずこの条例案を読んで一番先に感じたことは、「景観・みどり審議会」と「景観緑化推進組織」の2つの組織についてですが、これがこの条例案の車の両輪となって物事を進めて行くのだと思いますけども、アクションプランやその他の市の計画等でも、同じように目的達成のために組織を作ることが必ず謳われておりますが、そういった組織がどう機能したのかを検証しないと、各条例毎に組織を作ってうまく機能して行くものなのかということに私は疑問を感じました。市民が積極的に市政に参加してくれるのであれば問題ないのですが、現状ではそのような状況にないので、結局各団体からの推薦となり毎回同じ顔ぶれとなるのを危惧しているところです。私が思ったのは、市民自治推進委員会にこういったものを集約すればいいのではないかということです。「景観・みどり審議会」は独立しているもので無理がありますけど、「景観緑化推進組織」については集約可能ではないかと思います。繰り返しになりますが、これまで条例に基づいて作られた組織を検証してから、この条例によってできる組織について議論した方が良いと私は思いました。

会 長: ありがとうございました。物事を進めるに当たり、これまで行ってきたこと の検証が必要だとのご意見を頂きました。E委員、今までの議論を踏まえて何 かございませんか。

E 委 員: D委員がおっしゃったように、以前行われたことが検証されていないので、 市民の立場では正直わからないと思いますので、私もやはり検証が必要だと思 います。

会 長: ありがとうございました。F委員何かご意見があればお願いいたします。

F 委 員: 先程からお話しが出ているように、実効性のあるものをどう作って行くのか ということが、大変心配であります。それから、先程A委員からもお話しがあ りましたが、景観・緑化について教育の場で伝えていけるような文言を何か条 文の中に入れることが出来ればと、私も思っているところです。

会 長: ありがとうございました。子供達への教育という観点から、ご意見を頂きま した。引き続きまして、G委員何かご意見等ございましたらお願いいたします。

G 委 員: 「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例案」には、 眺望ポイントの指定等様々な項目がありますが、この条例には何か罰則規定は ないのでしょうか。

会 長: 罰則ということでありますが、条例には精神的に訴えかける条例と、ある程度規制をする条例の2種類ございまして、どちらの方向性で行くかは、これからの議論となります。

G 委 員: 今、会長がお考えなのは、精神的なものの方でしょうか。

会 長: 精神的なことはもちろん大事ですが、やはりある程度の規制はやむを得ない というのが、今現在の我々の思いであります。

G 委 員: 精神的なものだけだと、この条例は有名無実化してしまうと思います。

事 務 局: 一言よろしいでしょうか。行為の制限に関してですが、この条例案では、例えば、景観・自然遺産区域内で建築物等の新築等、条例で定めている行為を行おうとする者に対し市長への届出を義務付け、これを別途定める基準に照らし合わせて適合・不適合の審査を行い届出者に通知するよう定められており、かつ不適合の通知を行う場合には届出者に対し必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告ができるよう定めています。命令となると個人の財産権等の問題があるのでそこまでは規定しておりませんが、こういった措置ができるよう考慮しているので、単なる精神条例とは違うのではないかと思われます。

会 長: 私の説明を補足していただき、ありがとうございました。引続きまして、H 委員何かご意見等ございませんでしょうか。

H 委 員: こういう条例を策定するのはいいことですが、もっと簡易的な文章で、子供 やお年寄りに分かりやすいものでないと、せっかく策定しても建築業者等のプロでないと理解できないので、もっと簡易的な言葉でないと誰も理解出来ないことになり、その結果として誰も興味を持たなくなり、条例をせっかく策定しても何ら意味がなくなるという事態が生じるように思えます。

会 長: ありがとうございました。続きまして、I委員何かご意見等ございましたらお願いいたします。

I 委 員: 私も、今のH委員のご意見と同感なんですけども、これから景観・緑化に関する行政はこのように進めますという方針を市民に明示して、その一環としてこういう条例が必要となりますということなら理解出来るのですが、ただ単に条例作りだけが先走っているように思えてなりません。

会 長: ありがとうございました。引続きまして、J委員何かご意見等ございました らよろしくお願いいたします。

J 委 員: この「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例案」というのは、市民自治推進委員会で何年も議論を重ねて出来たものと聞いております。それならば、新しく条例を作るより、これに乗っ取って進めて行く方が合理的かと思います。

会 長: ありがとうございました。続きまして、K委員何かご意見等ございましたら お願いいたします。

- K 委 員: 私も、この「(仮称)かるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例 案」を拝見しまして、我々の思いはほぼこの中に網羅されていると思いますが、 先程 B 委員から指摘があったように、文章の中身を多少肉付けして行く必要は あるのかなと思います。それから、この条例は登別市内に市外から通勤してく る人も含めて考えておりますが、そうなりますとその人達を雇っている事業主 の責任についても、何らかの規定が必要ではないかと思います。
- 会 長: ありがとうございました。「(仮称)ふるさとのぼりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例案」について、皆様のご意見を聞かせて頂きました。この条例案の基となるものがございます。グループ長会議でも、それを題材としたらどうかという話しもありました。北海道景観条例というものがそれに当たりますが、これから事務局の方にそれについての説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 事 務 局: それでは、「北海道景観条例」について説明をします。北海道では景観法制 定以前の平成13年に「北海道美しい景観のくにづくり条例」という自主条例 を制定しておりましたが、平成16年に景観法が施行され、北海道自体が必然 的に景観行政団体となり、平成20年に景観法に基づく委任条例として現在の 「北海道景観条例」を制定したところです。この条例の章立ては4章で構成さ れています。第1章が総則、第2章が良好な景観を形成するための施策、第3 章が北海道景観審議会、第4章が雑則という構成になっています。第1章の総 則では、第1条で条例の目的について、「この条例は、良好な景観の形成に関 し、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするととも に、道の施策の基本となる事項及び景観法の施行に関して必要な事項を定める ことにより、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、も って豊かさと潤いのある暮らし及び魅力ある地域社会の実現に寄与すること を目的とする」と示されています。第2条では基本理念について、「良好な景 観の形成は、本道の自然、気候、風土、歴史、文化等を踏まえ、地域の個性及 び特色を生かして推進されなければならない」ことなど3項目を基本理念とし て揚げています。第3条から第5条まで、道・事業者・道民の責務についてそ れぞれ規定しており、第6条では景観行政団体である市町村との関係について 規定しています。第7条では基本構想について、「知事は、良好な景観の形成 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な景観の形成に関する 基本構想を定めなければならない」と規定しています。これは、「北海道景観 形成ビジョン」という基本構想を北海道で平成21年3月に策定し、ホームペ ージ等で公開しています。第8条から第12条にかけては、普及啓発に関する ことなどが主に規定されており、第13条から第15条にかけては、広域景観 形成推進地域に関することが規定されています。その中で、第13条では推進 地域の指定ということで、「当該地域の存する市町村の長の申出に基づき広域 景観形成推進地域として指定することができる」と規定されています。第16 条・第17条では公共事業の景観形成指針に関することが規定されており、こ れについては平成15年に「北海道公共事業景観づくり指針」という指針が策 定されています。第18条では良好な景観の形成を阻害する物件に対する措置 ということで、「知事は、広域景観形成推進地域以外の地域において、次の各

号のいずれにも該当する建築物又は工作物で、良好な景観の形成を著しく阻害 していると認められるものがある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要 な措置を講ずるよう要請することができる」と規定しており、景観を著しく阻 害しているものとして、「損傷、腐食等により外観の大半が損なわれているこ と」など3項目揚げています。ここまでが、概ね自主条例の範ちゅうになると 思いますが、次の第5節では景観法の施行に関する事項として、景観法に基づ く委任規定などが示されています。まず景観計画について、ということで、第 19条では、「知事は、景観計画を定めようとするときは、北海道景観審議会 の意見を聴かなければならない」と定めています。次に、条例のひとつのポイ ントとなる「行為の規制等」に関する規定が出てくるので、このあたりから、 前回配布した資料の2ページ目からを参考資料として用いながら説明します。 まず第20条では行為の届出等ということで、「法第16条第1項若しくは第 2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知は、規則で定めるとこ ろにより行わなければならない」と規定しています。法第16条第1項では「景 観区域内において、建築物や工作物の新築や改築、移転、外観の変更などの行 為を行おうとするときは、景観行政団体の長に、北海道では知事に、届けなけ ればならないとされています。道条例の規則で別途その様式について規定して います。第21条では市町村長の意見の聴取ということで、「知事は、行為の 届出等があった場合は、当該行為の届出等に係る行為が行われる区域を管轄す る市町村長の意見を聴くことができる」と規定されており、登別市内の該当届 出があった場合、登別市に意見照会されることになっています。第22条では 適用除外行為ということで、法第16条第7項第11号の条例で定める行為、 つまり届出の必要のない行為について定めています。例えば、他の法令等で許 可・認可・届出を要する行為のうち規則で定めるものであるとか、法第16条 第1項第2号に掲げる行為、ただし規則で定める工作物に係る行為を除くとあ りますが、こういったものなどを適用除外ということで、届出が不要であるこ とを定めています。それから、規則で定める規模以下の行為についても適用除 外としています。北海道の規定では、例えば、高さ13メートルかつ延べ面積 2,000平方メートル未満の建築物の新築や移転が該当します。第23条で は特定届出対象行為として、「法第17条第1項の条例で定める行為は、法第 16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする」と規定していま す。つまり、景観行政団体の長は、特定届出対象行為として条例で定める行為 については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合 しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必 要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置を命ずるこ とができるとされています。これは届出対象建築物などのうち、色やデザイン に対してだけは変更を命ずることができるとも言えると思います。 第24条で は届出のあった建築物等に対して勧告等を行うときの手続きについて、第25 条では良好な景観の形成を図るための事項への配慮、第26条と第27条では 景観重要構造物、第28条と第29条では景観重要樹木について規定していま す。第3章では北海道景観審議会についての規定を示しており、第4章では雑 則として、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」と規定して ます。以上です。

- 会 長: どうもありがとうございました。今日の議論では、この条例を実効性があるものにして行くには、分かりやすく市民に説明して、理解をしてもらうことが大事であり、そのためには先程事務局より説明のありました「北海道景観条例」が基本となって行くものであると思われます。市民自治推進委員会が取りまとめたこの条例案も、基本的には「北海道景観条例」がベースとなっていますので、我々もこの条例案を基に議論を進めて行くべきとの意見ばかりのようで異論がないようですが、それで本当に良いのだろうかということを最後に議論して、今後の方向性を決めて行ければと思います。どなたかご意見等ございますでしょうか。
- J 委 員: そうしますと今後の議論の進め方は各条文毎に、この条文はどうでしょうか というような議論を行っていく方がわかりやすいと思いますが、いかがでしょ うか。
- 会 長: 私も、そのように考えております。皆さんに論議していただきたかったのは、 市民自治推進委員会が策定したこの条例案に対して、そのベースとなる「北海 道景観条例」について知っていただくことによって、この条例案はいかがなも のかということです。
- C 委員: 本来これは第1回目の会議で聞かなければならないことで、いまさらお話しすることではないのかもしれませんが、ここではどういった話し合いをすれば良いのか、いま一つわからないのが実感であります。恐らく、私以外にも同じような思いをお持ちの方がいらっしゃるから、熱を帯びた議論とならずに、会議自体盛り上がりを欠く内容となっているのではないでしょうか。
- 事 務 局: ただ今のC委員のご指摘についてでありますが、条例案については市民自治 推進委員会からの提言として受け止めさせていただいたところですが、さらに 様々な視点から条例案を検討してもらうことにより、さらにより良いものがで きるものと考え、みどりに見識のある方やまちづくり活動を実践している方、 商業や建設業、観光や環境などの関係者、学校関係者など、さらには一般公募 による方などの参加もいただき、この市民会議を設置し議論していただいてい るところです。ここで条例案を検討していただいた後、市で原案をつくり、そ の後、パブリックコメントを行った後、議会に提案することとなります。
- C 委 員: 流れとしてはそういうことかもしれませんが、そういうことでありますと、 我々はこの条文について一字一句精査をして行くのか、それとも大きな視点で 条例の内容を見直すのか、そこのところがはっきりしていないので、議論がな かなか前に進まず、時間だけが過ぎているように思えます。限られた時間であ りますから、こういった部分をクリアにして、中身のある活発な議論をして行 きたいと思います。
- 会 長: そこは、私の説明不足であり申し訳なく思っております。これまで皆さんに 条例策定にあたっての考え方などを議論していただきましたが、考え方につい ては市民自治推進委員会と概ね共通した考えだと確認できたと思います。ま

た、条例案をもとに議論していった方が良いのではという意見も多くありましたので、今後は、皆様に議論をお願いしたいのは、条例案を細かく見てもらい、 条例案を見直すことにより、より良いものとして行くことであります。

- D 委 員: そういうことでありますと、我々のやることは、論点の整理を行い、条例の 素案に、これまで議論してきたことを加味し、より実効性の高い条例案として 行くことではないでしょうか。
- 会 長: ありがとうございました。ただ今、ご指摘の部分については、今後グループ 長会議で、内容を整理し論点を詰め、次回会議で皆様に提示して、より活発な 議論が出来るような形を執りたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。それでは、時間も相当遅くなりましたので、今日の会議はここで終了したいと思います。次回の会議についてですが、後日文章の方でもご案内させて いただきますが、平成24年1月16日(月)18時30分からこの会場で行いますので、よろしくお願いいたします。本日は長時間に渡りありがとうございました。